

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

高齢者を消費者トラブルから守りましょう！

2015
10 October
月号
号外



県消費生活センターに寄せられる相談のうち、約3割が60歳以上の方からの相談です。その被害を防ぐためには、周りの方々の見守りが肝心です！事例を知って、皆で高齢者を守りましょう！

事例1【点検商法】



下水道の調査にきたと突然業者が訪問してきた。調査終了後、「屋根も確認する。」と言われたので、断ったが勝手に屋根に上られてしまった。「ひびが入っているので工事をした方がいい。」と言われたが、必要ないと断ると、脅すような口調で迫られ、怖くなりました。しかし、やはり不要なので解約したい。

事例2【買え買え詐欺】

証券会社を名乗る人から「あなたの名前が金融庁のリストに登録され、債券を購入する権利が与えられている。書類が届いているはずだ。」と電話があった。届いていないし、興味はないと言うと、「あなたに迷惑をかけないので名義を貸してほしい。謝礼する。」と言われ、了承した。すると、「名義貸しは犯罪だ。解決するために、お金が必要。」と弁護士を名乗る人から電話があった。どうしたらいいか。



被害に遭わないためのポイント

- 必要のないものは、キッパリと断りましょう！
- 業者の話をするのみにせず、契約する前に家族や周りの人に相談しましょう！
- 見守る皆さんは、高齢者の生活に変化がないか見守り、相談機関につなぎましょう！

おかしいなあ、変だなあと思ったら
すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう！



消費生活センターをご活用ください！

< 出前講座を開催しませんか？ >

県消費生活センターの相談員が、センターに寄せられる相談事例をもとに、高齢者や若者など申込み対象の世代が遭いやすい消費者トラブルを紹介して、被害に遭わないためには何に注意をしたらよいのか、また遭ってしまった場合の対処法についてお話しします。



講座は**無料**です。

お申込は開催希望日の**1ヶ月前までにお電話**でご連絡をお願いします。日程の調整をさせていただきます。

地域の集まりなどで、ぜひご利用ください！

< 啓発資料を提供します >



DVDの貸出やリーフレットの配付などを行っています。貸出や配付は無料!在庫を確認するので、**お電話でお問い合わせ**ください。

DVDやリーフレットの内容は、宮城県消費生活センターのホームページで紹介しています。他にも消費生活に関する情報を掲載していますので、宮城県消費生活センターのホームページをぜひご覧ください。

★相談窓口★

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 月～金 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください）

★消費者ホットライン★

最寄りの消費生活相談窓口につながります。

嫌や！泣き寝入り

☎ 1 8 8